

## 1 背景・経緯

これまでの通学路の安全対策として、平成24年4月以降、登下校中の児童生徒等が巻き込まれる交通事故が相次いで発生していた際に実施した市内小学校の通学路の緊急合同点検については、道路管理者などの関係機関と連携を図ることと、平成25年度までに一定の安全対策が講じられています。

その頃、国としても文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携・協力し、通学路の交通安全の確保に関する取組を進めることとなり、具体的な実現方策として市町村に対し、交通安全対策プログラムの策定を求めることになりました。

本市においても、市内小中学校の整理統合を進めるなかで、整理統合により生じる新たな通学路への安全対策が必要となり、これまでの通学路の安全対策を一層充実させる観点から、学校・PTA・地域住民・警察・道路管理者・教育委員会等で構成する「阪南市通学路交通安全推進会議」を設置し、平成27年3月に「阪南市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

平成27年度以降は、各関係機関が本会議において毎年重点箇所等を中心に合同点検を実施し、具体的な方策の検討や、対応を講じた箇所の検証を行い、「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」で進捗管理しながら計画的に安全対策を講じてきました。

これまでの主な成果としては、整理統合により新たな通学路となった下荘小学校区内旧国道26号歩道への横断防止柵未整備区間の整備や東鳥取小学校前の交差点改良による信号機の設置などの安全対策が講じられています。

また、これまで多くの地域の方々のご協力により、子どもたちの登下校の見守りや交通安全の啓発などの活動が継続されています。

令和3年度には、本プログラムを策定してから5年間の経過し、各関係機関によって計画的に安全対策が講じられてきたことに加え、令和3年6月に千葉県八街市における痛ましい交通事故の発生を受け、改めて通学路の調査点検を行い、新たな危険箇所の合同点検を実施したことから、これまでの「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を大幅に見直したところです。

令和5年度は、昨年度に引き続き、関係機関が情報を共有し、互いに連携して本プログラムの重点箇所の進捗管理を行いながら、本プログラム以外の危険箇所についても、通学路の交通安全の確保に取り組んでまいります。

(1) 主な事故の概要

H24.4.23	京都府亀岡市で、登校中の児童等の列に車が突入し、児童2名と保護者1名が死亡、7名が重軽傷
H24.4.27	千葉県館山市で、登校のためバス停で待っていた児童に自動車が突入し、1名が死亡
H24.4.27	愛知県岡崎市で、登校のため横断歩道を渡っていた児童に自動車が突入し、2名が負傷
H24.5.7	愛知県小牧市で、登校のため横断歩道を渡っていた中学生を自動車がはね、1名が重体 など

R元.5.7	滋賀県大津市の交差点で、保育園児の列に自動車が突入し、園児2名が死亡、保育士を含む14名が負傷
R3.6.28	千葉県八街市で、下校途中の児童の列にトラックが突入し、児童2名が死亡、3名が負傷

(2) 各省庁等の動き

H24.4.27	「学校の通学路の安全に関する文部科学大臣緊急メッセージ」を公表
H24.5.1	文部科学省スポーツ・青少年局長より 各都道府県知事・各都道府県教育委員会教育長あて 「学校の通学路の安全確保について」(依頼)
H24.5.28  (内容)	文部科学省、国土交通省、警察庁(3省庁連名)による関係省庁副大臣会議を開催し、通学路の交通安全の確保に関する取組を取りまとめ ○国レベルの連携体制の強化 ○地域レベルの関係機関による連携体制の整備 ○緊急合同点検の実施
H24.5.30  (内容)	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長より 各都道府県教育委員会学校安全主管課長あて 通学路の交通安全の確保の徹底について(依頼) ○通学路の緊急合同点検及び対策の検討・実施を依頼
H25.12.6  (内容)	文部科学省・国土交通省・警察庁(3省庁連名)※1(P8参照) 通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について 1) 推進体制の構築

	<p>2) 基本的方針の策定</p> <p>(1) 合同点検の実施方針</p> <p>(2) 通学路安全確保のためのP D C Aサイクルの実施方針</p> <p>3) 通学路交通安全プログラムの公表等</p>
--	---

(3) 本会議の動き

H27.1.15	「阪南市通学路交通安全推進会議」の設置（要綱施行日）
H27.2.9	第1回「阪南市通学路交通安全推進会議」の開催 平成27年3月「阪南市通学路交通安全プログラム」の策定
H27.8.19	平成27年度「阪南市通学路交通安全推進会議」の開催 平成27年度プログラム（更新）
H28.8.24	平成28年度「阪南市通学路交通安全推進会議」の開催 平成28年度プログラム（更新）
H29.9.6	平成29年度「阪南市通学路交通安全推進会議」の開催 平成29年度プログラム（更新）
H30.4.1	阪南市通学路交通安全推進会議設置要綱改正（組織改編）
H30.9.6	平成30年度「阪南市通学路交通安全推進会議」の開催 平成30年度プログラム（更新）
R元.8.20	平成31年度「阪南市通学路交通安全推進会議」の開催 平成31年度プログラム（更新）
R3.5.1	阪南市通学路交通安全推進会議設置要綱改正（保育所等）
R3.3.28	令和3年度「阪南市通学路交通安全推進会議」の書面開催 令和3年度プログラム（大幅な見直し）
R4.5.13	阪南市通学路交通安全推進会議設置要綱改正（留守家庭児童会）
R4.11.15	令和4年度「阪南市通学路交通安全推進会議」の開催 令和4年度プログラム（更新）

## 2 阪南市通学路交通安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下を委員とする「阪南市通学路交通安全推進会議」を設置し、多様な主体が連携して、児童・生徒の登下校時の安全を確保していきます。

### (1) 構成

#### ア. 道路管理者

国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所

大阪府岸和田土木事務所

阪南市都市整備部道路公園課

#### イ. 大阪府泉南警察署

#### ウ. P T A

#### エ. 各小中学校

#### オ. 阪南市こども未来部こども政策課（幼稚園・保育所等）

#### カ. 阪南市市民部生活環境課

#### キ. 阪南市未来創生部政策共創室

#### ク. 阪南市生涯学習部生涯学習推進室

#### ケ. 阪南市教育委員会事務局

### (2) 推進体制

ア. 道路管理者（国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所、大阪府岸和田土木事務所、阪南市都市整備部道路公園課）は、所管する道路に関し、学校が指定する通学路について、歩道の整備や防護柵の設置などの安全確保に取り組めます。

イ. 大阪府泉南警察署は、児童・生徒の安全安心な登下校のために、道路の交通安全施設整備、交通規制、交通安全指導、取締りなどに取り組めます。

ウ. P T Aは、通学路の危険箇所の把握、街頭指導・パトロールなどの校外指導、家庭における安全教育などに取り組めます。

エ. 学校は、より安全な通学路を指定するとともに学校安全計画に基づき危険箇所を把握し、安全教育や登下校時の安全指導を徹底します。また、保護者・地元自治会と協議して、関係機関へ改善を要請します。

オ. 阪南市こども未来部こども政策課は、幼稚園・保育所などの子育て施設について、日常的に使用する経路を把握し、危険箇所については関係機関へ改善を要請します。

カ. 市民部生活環境課は、地域全般に係る交通安全・防犯などの環境整備に取り組めます。

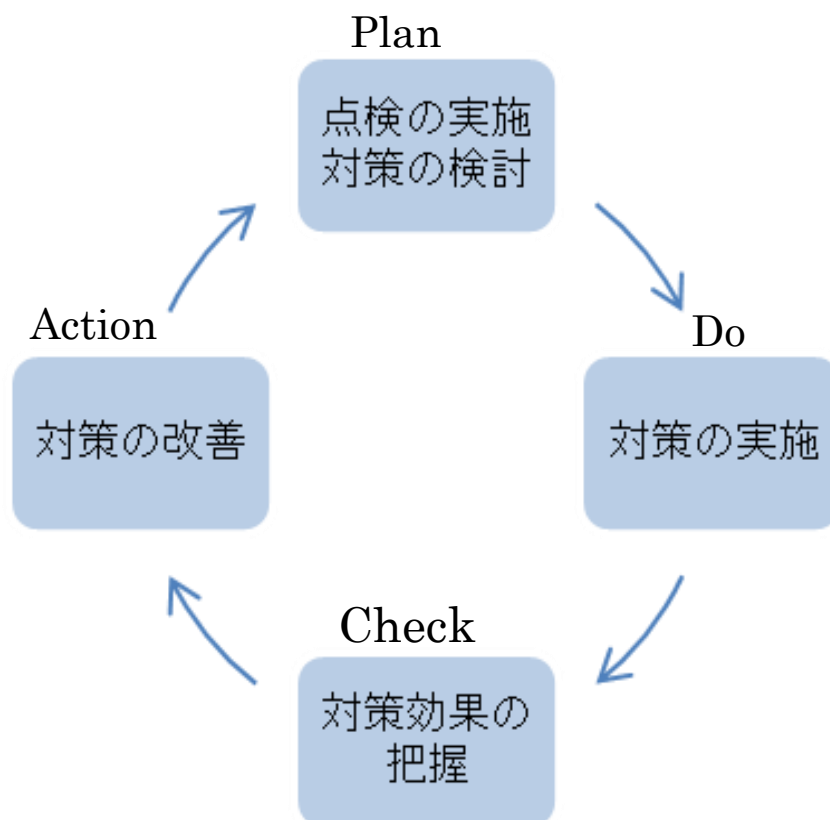
- キ. 未来創生部政策共創室は、市の総合計画等の全市的視点で事業化に向けた政策調整に取り組みます。
- ク. 阪南市生涯学習部生涯学習推進室は、留守家庭児童会の利用者が日常的に使用する経路を把握し、危険箇所については関係機関へ改善を要請します。
- ケ. 阪南市教育委員会事務局は、各学校の通学路指定に関し、指導・助言及び安全教育の推進を支援するとともに、安全確保に向けて関係機関への要請・調整に取り組みます。

### 3 取組方針

#### (1) 基本方針

継続的に通学路の安全を確保するため、通学路交通安全プログラム策定以降も、毎年、合同点検等により進捗状況を管理し、対策後の効果検証を行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして下図のように繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図り、5年程度で重点対策箇所を見直します。



(2) 通学路の調査

- 市内各校において、毎年4月頃に通学路の調査(A)を実施します。
- 通学方法、通学経路、通学人数などを把握します。

(3) 定期的な合同点検

ア. 合同点検の実施時期等

- 市内各校において、毎年5月頃に通学路の安全点検(B)を実施します。
- 阪南市通学路交通安全推進会議においては、効率的・効果的に安全対策を行うために重点的に取り組む通学路について合同点検(E)を実施します。

イ. 合同点検の体制

- 各校で、必要に応じて学校、道路管理者、警察、教育委員会等が参加する合同点検を実施します。

(4) 対策箇所一覧表と対策箇所図の作成

- 各学校における点検結果については、関係機関で個別検討(C)を行った後、阪南市通学路交通安全推進会議(D)において「対策箇所一覧表(F)」を作成します。
- また、本会議において特に重点的に取り組む危険箇所については関係者間で認識を共有するために別途「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成します。

(5) 対策の検討

- 安全点検等の結果から明らかになった対策必要箇所については、「歩道等の整備」、「防護柵の設置」のような『ハード対策』や、「見守り活動」、「交通安全教育」のような『ソフト対策』などに分類し検討(C)を行います。

(6) 対策の実施

- 対策の実施(G)が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(7) 対策効果の把握

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果があがっているか、児童等が安全になったと感じているのか等を確認するため、学校への状況調査や実地検査などにより、対策効果の把握(B)に努めます。


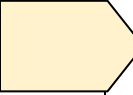
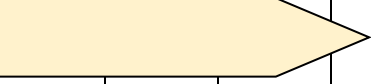
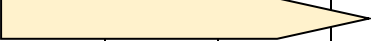


(8) 対策の改善・充実

- 対策後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実(G)を図ります。

#### 4 対策箇所一覧表と対策箇所図の公表

各校における点検結果のうち、本会議において特に重点的に取り組む危険箇所については、関係者間で認識を共有するために通学路交通安全プログラムにおいて「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」(F)を掲載し、公表します。

#### 5 スケジュール

内 容	4月	5月	6月	7月	8月	9月～	
(A) 各校における通学路調査 ・通学路の確認							
(B) 各校における通学路の安全点検 ・危険箇所調査 ・対策効果の把握							
(C) 各関係機関で個別検討 ・過年度分の対策実施状況の報告 ・新規危険箇所の対策検討							
(D) 阪南市通学路交通安全推進会議 ・危険箇所改善要望一覧表							年1回 ●
(E) 合同点検 ・対策の検討		個別点検 ●				合同点検 ●	
(F) 通学路交通安全プログラム(公表) ・対策箇所一覧表の更新 ・対策箇所図の更新							
(G) 各関係機関で対策・改善・充実 ・対策の予算化・実施 ・対策の改善・充実							

## 参考資料1（※1）

- 通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について  
（平成25年12月6日付 文部科学省・国土交通省・警察庁）

<table border="1"><tr><td>別紙</td></tr></table> 平成25年12月6日 文部科学省 国土交通省 警察庁	別紙
別紙	
<b>通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について</b>	
<p>これまで、通学路における交通安全の確保については、緊急合同点検を実施し、その結果を受けた対策を推進するとともに、平成25年5月31日には文部科学省、国土交通省、警察庁による今後の取組に関する通知を発出したところであり、緊急合同点検に基づく対策の実施後においても、各地域において定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組を継続して推進することが重要である。</p> <p>そこで、その取組を着実かつ効果的に実施するために必要と考える基本的な進め方を下記のとおり文部科学省、国土交通省、警察庁でとりまとめたので、地方自治体等に通知した上で、引き続き通学路の交通安全の確保に取り組むこととする。</p>	
記	
<b>1. 推進体制の構築</b> 地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針を策定するとともに、策定した基本的方針に基づく取組を継続して推進するため、関係者で構成し、定期的に関催する協議会を設置する等推進体制を構築する。 推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。推進体制については、市区町村単位で構成することが望ましい。 なお、緊急合同点検時に構築した体制等既存組織がある場合は、これを活用する。	
<b>2. 基本的方針の策定</b> 1で構築した推進体制においては、各地域の実情を踏まえた合同点検や対策の改善・充実等の取組を着実かつ効果的に実施するため、緊急合同点検の枠組みを活用する他、以下の内容を含む取組の基本的方針を策定する。 <b>(1) 合同点検の実施方針</b> 合同点検の実施時期、合同点検の体制、合同点検の実施方法等を定める。 合同点検の実施時期については、緊急合同点検の実施状況や周辺環境の変化等を踏ま	



え、毎年実施や複数年ごとの実施等、地域の実情に応じて適切に設定する。合同点検の体制は、緊急合同点検と同様に教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者を含む体制とすることを基本とする。

なお、点検の実施に当たっては、通学路の変更箇所や周辺環境に変化のあった範囲を対象とすることの他、地域の実情に応じて、積雪時の危険箇所や自転車通学と輻輳する箇所を重点的に点検すること等、効率的・効果的な方法を検討することが望ましい。

#### (2) 通学路安全確保のためのPDCAサイクルの実施方針

合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして繰り返し実施すること（PDCAサイクル）が継続的な安全性向上のために必要であることから、これらを取組の基本的な考え方として定める。

なお、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握については、関係者間で連携・協議の上行う。

### 3. 公表等

#### (1) 基本的方針の公表

基本的方針を策定した際には、地域住民、道路利用者等の協力を得るため、推進体制の構成及び基本的方針をまとめたものを、市区町村のホームページや広報誌等を活用して、適切に情報発信する。

なお、基本的方針の名称については、全国で統一されていることが望ましいと考えることから、「(〇〇市区町村) 通学路交通安全プログラム」とすることを推奨する。ただし、既に地域で同様の基本的方針を定めており、独自の名称がある場合はこの限りではない。

#### (2) 対策箇所図、対策一覧表の作成・公表

合同点検によって抽出した対策必要箇所について、関係機関で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、公表する。

## 参考資料 2

### ■通学路の設定及び道路の安全確保に係る法令等【一部抜粋】

#### ●令和 2 年度文部科学省交通安全業務計画（令和 2 年 3 月 16 日策定）（抄）

市町村の教育委員会においては、学校が通学路を設定する際には、当該学校の所在する地域の実情を十分考慮して安全な通学路及び登下校の時間帯を設定するよう指導するとともに、警察、道路管理者等と連携して、定期的な点検の実施や、必要に応じて随時点検を実施するなど通学路の安全確保に努めること。なお、点検に当たっては、自転車通学・通行の視点も踏まえるなど、交通手段・通行の視点も踏まえるなど、交通手段の特性や地域の実情を考慮して行う。

また、市町村の教育委員会は、道路管理者、警察、PTA等と連携して、通学路の安全対策を推進する体制を構築するとともに、通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針を策定し、これに基づく取組を継続して推進する。

さらに以上の内容を踏まえ、必要に応じ、管内国公私立の学校の通学通園路の変更や交通安全施設の新設又は改修などの環境の改善及び登下校の時間帯の調整を図る。

特に、昨今、未就学児が日常的に集団で移動する経路において交通事故が発生したことに鑑み、通学路以外の未就学児等が集団で移動する経路等についてもコースの見直しや安全対策を講じる。

#### ●学校保健安全法（昭和 33 年 4 月 10 日法律第 56 号）

（学校安全計画の策定等）

第 27 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

●交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令  
(昭和41年4月1日政令第103号)

第4条 法第六条第三項の政令で定める通学路は、次に掲げるものとする。

- 1 児童又は幼児が小学校（特別支援学校の小学部を含む。）若しくは幼稚園又は保育所（以下これらを「小学校等」という。）に通うため一日につきおおむね四十人以上通行する道路の区間
- 2 前号に掲げるもののほか、児童又は幼児が小学校等に通うため通行する道路の区間で、小学校等の敷地の出入口から一キロメートル以内の区域に存し、かつ、児童又は幼児の通行の安全を特に確保する必要があるもの

●学校安全参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」  
(文部科学省著作権所有,平成13年発行,平成22年改訂)別表3

(通学路の設定)

通学路の条件

- ・できるだけ歩車道の区別がある
- ・区別がない場合、交通量が少ない、幅員が児童生徒等の通行を確保できる
- ・遮断機のない無人踏切を避ける
- ・見通しの悪い危険箇所がない
- ・横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、又は、警察官等の誘導が行われたりしている
- ・犯罪の可能性が低い など

●交通安全対策基本法（昭和45年6月1日法律第110号）

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(道路等の設置者等の責務)

第5条 道路、鉄道、軌道、港湾施設、漁港施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。